

反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みに伴う

お客さまのご理解ご協力のお願い

西中国信用金庫は、政府より平成 19 年 6 月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っております。

これに伴い、平成 22 年 4 月 1 日より、当金庫の取引に係る規定・約款に反社会的勢力との関係遮断に係る規定を設けさせていただきました。

また、新たにお取引をお申込いただく際には、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いすることとしております。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 4 月
西中国信用金庫